

午前 時 分  
午後

※ 消えるボールペンで書かないでください。

# 離婚届

令和 年 月 日届出

大阪府守口市長 殿

受理	令和 年 月 日		
第	号		
書類調査	戸籍調査	記載調査	調査票
附 票	住民票	通知	

(フリガナ) 夫 モリグチ イチロー 妻 モリグチ カズコ  
氏名 守口 一郎 守口 和子

生年月日 昭和 50 年 7 月 15 日 昭和 50 年 8 月 10 日

住所 大阪府門真市中町

1番1号

大阪府守口市京阪本通2丁目

5番5号

本籍 大阪府守口市京阪本通2丁目5 番地番

筆頭者の氏名 守口 一郎

父母及び養父母の氏名

夫の父 浪速 次郎

妻の父 大阪 良男

母 守口 花子

妻の母 大阪 恵子

養父 守口 太郎

養父

養母

養母

離婚の種別

協議離婚

□和解

□調停

年 月 日成立

□審判

年 月 日確定

□和解の認諾

年 月 日認諾

□請求の認諾

年 月 日確定

□判決

年 月 日確定

婚姻前の氏

にもどる者

の本籍

夫

妻

もとの戸籍にもどる

新しい戸籍をつくる

□夫は □もとの戸籍にもどる

□妻は □新しい戸籍をつくる

右側の記入例をご確認ください

フリガナ 番地 筆頭者の氏名

番地 番

の氏名

天か親権

を行う子

守口 大輔

妻が親権

を行う子

守口 優子

昭和・平成 令和 15 年 5 月から 昭和・平成(令和) 3 年 8 月まで

(同居を始めたとき)

昭和・平成(令和) 3 年 8 月まで

(別居したとき)

別居する前の住所

大阪府守口市京阪本通2丁目5

番地番

5 号

別居する前の世帯の主な仕事と

□1. 農業だけまたは農業とその他

□2. 自由業・商工業・サービス業等

□3. 企業・個人商店等(官公庁は)

(日々または1年末満の契約)

□4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年末満の契約の雇用者は5)

□5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

□6. 仕事をしている者のいない世帯

未成年の子がいる場合は、必ず親権者欄

の記入をしてください。

□免

□旅

□個

□その他

□無

不受理

□有

□無

通知

□要

□不要

記入の必要はありません

住定年月日

昭和・平成・令和

・

記入の必要はありません

届出人署名 (※押印は任意)

夫 守口 一郎 印

妻 守口 和子 印

事件簿番号

記入の必要はありません

婚姻で氏が変わった人が、離婚してもそのまま氏を使い続けたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を同時に提出してください。

## 記入の注意

協議離婚の場合は、証人が2人必要です。

協議離婚とは、裁判を行わず、夫婦の話し合いで離婚することです。  
証人は、成人であればどなたでもなることができます。

審判離婚のとき→審判書の原本と確定証明書 和解離婚のとき→和解書の原本  
判決離婚のとき→判決書の原本と確定証明書 認諾離婚のとき→認証書の原本

署名	守口 花子 印	大阪 良男 印
生年月日	昭和 20 年 5 月 10 日	昭和 25 年 9 月 24 日
住所	大阪府寝屋川市本町 1番1号	大阪市北区中之島1丁目 3番20号
本籍	大阪府守口市京阪本通2丁目 5番	大阪府大阪市北区中之島1丁目 3番

□には、あてはまるものに□のようにしてしをつけてください。  
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)。

(4)欄は、婚姻の際に氏を変更した人が記入する欄です。  
下の例は、妻が婚姻の際に氏を変更した場合です。

①旧姓にもどり、婚姻前の戸籍にもどる場合(筆頭者は父母等になります)  
(もどる戸籍が除籍の場合は、②の「新しい戸籍をつくる」ことになります)

婚姻前の氏にもどる者	夫は □もとの戸籍にもどる
の本籍	妻は □新しい戸籍をつくる
	大阪市北区中之島1丁目3番
	大阪 良男

②旧姓にもどり、新しい戸籍をつくる場合(自身が筆頭者になります)

婚姻前の氏にもどる者	夫は □もとの戸籍にもどる
の本籍	妻は □新しい戸籍をつくる
	大阪府守口市京阪本通2丁目5番
	大阪 良子

③旧姓にもどらず(婚姻中の氏のまま)、新しい戸籍をつくる場合

\*この場合、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を同時に提出する必要があります。

婚姻前の氏にもどる者	夫は □もとの戸籍にもどる
の本籍	妻は □新しい戸籍をつくる
	記入の必要はありません

この記載例は、届出件数の多い事例になります。  
ご不明な点がありましたら、戸籍担当までお問い合わせください。